

消費者行政活性化補助金

所管省庁等：消費者庁

県主管課：防災安全部 県民安全課 消費・生活 G ☎ 0776-20-0287

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

地域の消費者の安全で安心な消費生活の実現に資するため、地方消費者行政強化交付金等を利用して、消費生活相談の体制充実や住民に対する広報・啓発活動の強化の取組みを行う市町を支援する。

★ 対象とする要件等

地方消費者行政強化事業及び推進事業実施要領に定める事業メニューに基づいた事業に対して補助金を交付する。

(主な事業メニュー)

1 強化事業

(1) 消費者庁長官が別に定める国が取り組むべきと考える重要な消費者政策の推進に対応した
地方公共団体の事業

2 推進事業

(1) 消費生活相談機能整備・強化事業

① 消費生活センター等の整備

② 消費生活相談対応力強化のための専門家の活用

(2) 消費生活相談員等レベルアップ事業

(3) 消費生活相談体制整備事業（相談員の任用・処遇改善）

(4) 地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業

① 消費者の安全・安心を確保するための事業

② 地域の多様な主体等との連携の強化を図るための事業

③ 先進性・モデル性の高い事業

等

★ 財政支援措置

補助額： 定額

補助率： 強化事業、消費生活相談体制整備事業 1/2以内

その他の事業メニュー 10/10

★ 留意事項等

地方消費者行政強化事業及び推進事業実施要領の別添2「地方消費者行政に対する国の財政措置の活用期間について」において、推進事業の事業メニュー毎の活用期間が定められている。

青少年愛護センター補助事業

所管省庁等：福井県

県主管課：防災安全部 県民安全課 青少年育成 G ☎ 0776-20-0296

★ 事業主体

青少年愛護センター（県下5市2組合5町）

★ 事業の目的および概要

県下5市2組合5町が設置する青少年愛護センターの実施する事業に対し助成を行い、青少年の非行防止と健全育成を図る。

★ 対象とする要件等

青少年愛護センターが行う次の事業に対して補助する。

- ①街頭補導事業（補導員が繁華街やカラオケボックス、ゲームセンターなどを巡回し青少年に対する声かけや補導活動を実施）
- ②必須事業（2事業）
 - ・相談事業（面接相談・ヤングテレホン（電話相談））
 - ・環境浄化事業（フィルタリングソフト普及啓発・青少年を取り巻く環境等実態調査を含む。）
- ③選択事業（2事業の選択）
 - ・地域懇談会（非行防止・健全育成をテーマに保護者、教職員、児童・生徒、地域住民を対象に懇談会を開催）
 - ・非行防止・健全育成啓発事業（意識啓発大会やパネル展示等、隔週啓発事業を実施）
 - ・善行青少年表彰（個人および団体を顕彰し、青少年の善行精神の高揚を図る。）

★ 財政支援措置

補助額：青少年人口等をもとに算定

補助率：1/2

子ども安心県民作戦補助金

所管省庁等：福井県

県主管課：防災安全部 県民安全課 青少年育成 G ☎ 0776-20-0745

★ 事業主体

各市町の青少年育成市町民会議

★ 事業の目的および概要

子どもたちの安全・安心を確保するため、地域ぐるみで子どもたちの見守り活動を行い、不審者を寄せつけないまちづくりを行うことを目的とする。

★ 対象とする要件等

ア 活動資材等に対する補助

区分	活動内容	
	必須項目	選択項目
小学校	<ul style="list-style-type: none">・活動促進会議の実施・登下校時の付き添い、自宅周辺や通学路の要所での見守り・安全マップの作成・感謝のつどい等の開催	<ul style="list-style-type: none">・防犯講習会の参加・地域への啓発活動・見守り活動者、見守り団体への表彰・子ども重点見守りデーの実施
中学校	<ul style="list-style-type: none">・下校時の巡回パトロール等	<ul style="list-style-type: none">・活動促進会議の参加・防犯講習会の参加・安全マップの作成・地域への啓発活動

イ ボランティア保険料

★ 財政支援措置

補助上限額：1 中学校区当たり 3 万円、1 小学校区当たり 8 万円まで

補助率：1/2

事業期間：平成 17 年度～

★ 留意事項等

巡回活動、街頭活動、付き添い活動を行う者には、必ずボランティア保険をかけることとする。

★ 過去の事例等

全小中学校区において活動を実施

安全安心まちづくり支援事業補助金

所管省庁等：福井県

県主管課：防災安全部 県民安全課 交通安全・県民安全 G ☎ 0776-20-0745

★ 事業主体

防犯インフラの初期整備を行う自治会等に対して補助金を交付する市町

★ 事業の目的および概要

自治会等が行う防犯インフラの初期整備に対して助成する市町を支援することで、地域の防犯力向上を図るとともに、犯罪の起こりにくい安全で安心な地域社会づくりを推進する。

★ 対象とする要件等

補助対象経費：自治会等が整備に要した次の1または2に係る経費

- 1 防犯カメラの機器購入および設置工事に係る経費ならびに表示板設置に係る経費（モニター設置経費を除く）
- 2 防犯カメラを除く地域全体の防犯力の向上に資すると認められる防犯インフラ整備に係る経費

要件：自治会等が行う防犯インフラ整備事業で、次に掲げる要件の全てに該当するもの

- ①地域の防犯力向上のために実施する防犯インフラの初期整備であること。
- ②各年度末までに整備が完了できる事業であること。
- ③補助事業を実施する自治会等において、タウンライトアップ運動の実施を宣言していること。

なお、防犯カメラの設置については以下の要件も全て満たしていること。

- ①撮影範囲が公道等であり、通学路や子どもの遊び場、子どもへの声かけや街頭犯罪の発生場所、既設カメラの位置等を踏まえ、自治会等と警察等の専門家が協議して設置する防犯カメラであること。
- ②防犯カメラの設置および維持管理について、設置地域の住民に対しその内容の周知や説明等を行い、総会等で同意が得られていること。また、防犯カメラの設置を明示する表示板等を設置すること。
- ③防犯カメラの設置者等（防犯カメラを設置もしくは運用する者）または管理責任者は、防犯カメラ設置・運用を適正に行うための「設置・運用要領」を定めること。

※「設置・運用要領」作成の際には、別添「防犯カメラの設置および運用に当たって配慮すべき事項（安全安心まちづくり支援事業補助金）」を参考にすること。

★ 財政支援措置

補助率：対象経費の1/3 ※千円未満切捨て

補助上限額：防犯カメラ 5万円/台

その他 5万円/自治会等

市町個別避難計画（原子力）作成支援事業

所管省庁等：内閣府

県主管課：防災安全部 危機管理課 原子力防災対策 G ☎ 0776-20-0236

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

市町の原子力災害にかかる個別避難計画作成に要する経費を支援し、原子力災害時における在宅の避難行動要支援者の避難の実効性を高め、防災体制に万全を図ることを目的とする。

★ 対象とする要件等

- ・ 人件費（事務作業補助者を雇用する場合に限る）
給料日額 6,800 円上限
- ・ その他知事が必要と判断するもの

★ 財政支援措置

○補助率
10 / 10

★ 過去の事例等

R04 高浜町
R05 美浜町
R06 小浜市、鯖江市

原子力災害時避難円滑化事業

所管省庁等：内閣府

県主管課：防災安全部 危機管理課 原子力防災対策 G ☎ 0776-20-0236

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

原子力災害時における住民等の円滑な避難または一時移転を確保するために必要な措置に要する経費を補助することによって、原子力防災対策の一層の充実・強化を図ることを目的とする。

★ 対象とする要件等

原子力発電施設の周囲おおむね30キロメートルの区域内で、地域防災計画に位置付けられた避難経路上（市町道）の改善に係る事業

★ 財政支援措置

○補助率
10/10

★ 過去の事例等

H30 高浜町、小浜市
R01 高浜町
R04 小浜市
R05 小浜市
R06 小浜市、若狭町

市町原子力防災対策事業支援補助金

所管省庁等：内閣府

県主管課：防災安全部 危機管理課 原子力防災対策 G ☎ 0776-20-0236

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

市町が実施する原子力防災訓練の経費を支援し、原子力災害時の避難の実効性を高め、防災体制に万全を図る。

★ 対象とする要件等

○補助対象経費

- ・バス経費
- ・会場借上げ費
- ・広報費
- ・講師謝礼費、交通費
- ・駐車場誘導員委託費
- ・その他知事が必要と判断するもの

★ 財政支援措置

○補助率

10/10

★ 過去の事例等

- H30 敦賀市、おおい町、高浜町、越前市、鯖江市
- R01 敦賀市、おおい町、鯖江市、小浜市、南越前町
- R02 高浜町、おおい町
- R03 越前市
- R04 福井市、敦賀市、鯖江市、越前市、おおい町、高浜町
- R05 福井市、敦賀市、越前市
- R06 福井市、敦賀市、越前市

原子力災害対策施設整備費補助金

所管省庁等：内閣府

県主管課：防災安全部 危機管理課 原子力防災対策 G ☎ 0776-20-0236

★ 事業主体

市町、医療機関、社会福祉施設 等
(原子力発電所の周囲30kmの区域内に所在する施設等を所有または運営する公共団体
または民間団体)

★ 事業の目的および概要

市町、医療機関、社会福祉施設等が実施する放射線防護対策に係る経費を支援し、原子力災害時の防災体制に万全を図る。

★ 対象とする要件等

○補助対象経費

- ・公共団体または民間団体が、住民や要配慮者等が避難に時間を要する場合に備え、要
保護者施設等への放射線防護対策を実施する事業に要する経費
- ・当該施設における維持管理に要する経費（ただし、本補助金で整備した設備等の維持
管理に要する経費に限る）

★ 財政支援措置

○補助率

10/10

★ 過去の事例等

- R01 美浜町、高浜町、おおい町、若狭町、敦賀市、若狭町、越前町、南越前町、
公立小浜病院、公立丹南病院、敦賀医療センター、若狭高浜病院、社会福祉法人
- R02 美浜町、高浜町、おおい町、若狭町、敦賀市、若狭町、越前町、南越前町、
公立小浜病院、公立丹南病院、敦賀医療センター、若狭高浜病院、社会福祉法人
- R03 美浜町、高浜町、おおい町、若狭町、敦賀市、若狭町、越前町、南越前町、
公立小浜病院、公立丹南病院、敦賀医療センター、若狭高浜病院、社会福祉法人
- R04 美浜町、高浜町、おおい町、若狭町、敦賀市、若狭町、越前町、南越前町、
公立小浜病院、公立丹南病院、敦賀医療センター、若狭高浜病院、社会福祉法人
- R05 美浜町、高浜町、おおい町、若狭町、敦賀市、若狭町、越前町、南越前町、
公立小浜病院、公立丹南病院、敦賀医療センター、若狭高浜病院、社会福祉法人
- R06 美浜町、高浜町、おおい町、若狭町、敦賀市、若狭町、越前町、南越前町、
公立小浜病院、公立丹南病院、敦賀医療センター、若狭高浜病院、社会福祉法人

地域防災組織育成助成事業（自主防災組織育成助成事業）

所管省庁等：（一財）自治総合センター

県主管課：防災安全部 危機管理課 危機管理・国民保護 G ☎ 0776-20-0308

★ 事業主体

市町または市町が認める自主防災組織

★ 事業の目的および概要

一定地域の住民が当該地域を災害から守るために自主的に結成した組織またはその連合体が行う地域の防災活動に直接必要な設備等の整備に対して助成を行い、災害に強い安全な地域づくりを推進する。

★ 対象とする要件等

自主防災組織またはその連合体が行う災害の被害防止活動および軽減活動に直接資するものの整備に関する事業（建築物、消耗品は除く）

★ 財政支援措置

30万円から200万円まで（10万円単位）

★ 留意事項等

本事業が宝くじの受託事業収入を財源として助成されるものであることから、事業で整備する設備等への宝くじの広報表示と、市町広報誌等を通じた「宝くじの助成金で整備した」旨の広報が必要。

★ 過去の事例等

- | | | |
|-----|-----|---|
| H27 | 6件 | 福井市、大野市、勝山市、坂井市、鯖江市の各自主防災組織 |
| H28 | 8件 | 福井市、大野市、勝山市、坂井市、南越前町、美浜町の各自主防災組織 |
| H29 | 7件 | 福井市、敦賀市、小浜市、坂井市、美浜町、若狭町の各自主防災組織 |
| H30 | 5件 | 福井市、小浜市、大野市、あわら市、若狭町の各自主防災組織 |
| R01 | 5件 | 勝山市、越前市、坂井市、美浜町、高浜町の各自主防災組織 |
| R02 | 5件 | 福井市、敦賀市、鯖江市、越前市、あわら市の各自主防災組織 |
| R03 | 9件 | 福井市、敦賀市、小浜市、大野市、勝山市、越前市、坂井市、美浜町、高浜町の各自主防災組織 |
| R04 | 10件 | 福井市、敦賀市、小浜市、大野市、あわら市、越前市、美浜町、高浜町の各自主防災組織 |
| R05 | 6件 | 敦賀市、小浜市、大野市、越前市、美浜町、高浜町の各自主防災組織 |

地域で備える防災安全対策支援事業補助金

所管省庁等：福井県

県主管課：防災安全部 危機管理課 危機管理・国民保護 G ☎ 0776-20-0308

★ 事業主体

防災安全対策事業を実施すると共に、住民による防災マップ作成を支援する市町

★ 事業の目的および概要

近年、令和4年8月大雨災害など災害が頻発・激甚化する中、住民が逃げ遅れることなく安全安心に避難できるよう、市町が実施する防災安全対策事業を支援し、住民による防災マップの作成を促進するなどして、災害時における円滑な住民避難の実現を図ることを目的とする。

★ 対象とする要件等

○市町が実施する防災安全対策事業（以下、補助対象経費）

- ・災害状況の収集手段の整備に要する経費
- ・孤立集落発生予防等のための沿道林事前伐採に要する経費
- ・防災マップ作成支援に要する経費
- ・避難所案内板および避難誘導標識等の整備に要する経費
- ・避難路の設置および改修に要する経費
- ・地域と避難場所の提供にかかる防災連携協定を締結した企業における避難住民のための資機材整備に対する補助事業に要する経費
- ・その他地域防災力向上のために必要な経費

○補助事業者は、住民による防災マップ作成を支援するものとする

★ 財政支援措置

○補助上限額：3年間で1市町あたり500万円

○補助率：1/2

※県予算額の範囲内での補助の実施

★ 留意事項等

対象となる経費やその他の詳細については、県危機管理課が交付する補助金交付事務マニュアルを参照すること。

消防団設備整備費補助金（消防団救助能力向上資機材緊急整備事業）

所管省庁等：総務省消防庁

県主管課：防災安全部 消防保安課 ☎ 0776-20-0310

★ 事業主体

都道府県（消防学校で使用するものに限る）、市町（一部事務組合および広域連合を含む）

★ 事業の目的および概要

地方公共団体における消防団の災害対応能力の向上を図るための設備の整備を促進することを目的とする。

★ 対象とする要件等

消防団の災害対応能力の向上を図るための設備整備費用で、次に掲げるもの

- 1 救急救助用器具
自動体外式除細動器、油圧切断機、エンジンカッター、チェーンソー、ジャッキ、災害対応用多機能型ノズル
- 2 夜間活動用器具（投光器、発電機）
- 3 水災用器具または水難救助用器具
排水ポンプ、ボート、浮環、フローティングロープ、水のう、高視認性雨衣
- 4 安全装備品
防塵メガネ、防塵マスク、耐切削性手袋、救命胴衣、切削防止用保護衣、高性能防火衣、防火帽・防火長靴、高視認性活動服
- 5 トランシーバー（特定小電力無線局又はデジタル簡易無線局の携帯用無線機をいう。）
- 6 無人航空機（「政府機関等における無人航空機の調達等に関する方針について」において規定された調達手続に準じた手続により調達されたものに限る。）

★ 財政支援措置

○補助率

総務省消防庁予算の範囲内で、補助対象設備の整備費の3分の1以内

予算規模	R02	7.4億円
	R03	3.3億円
	R04	2.5億円
	R05	2.5億円
	R06	2.4億円

「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」（平成30年12月14日閣議決定）としてH30～R02年度実施し、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」（令和2年12月11日閣議決定）によりR03年度以降も継続

○特別交付税措置

事業主体負担分について、特別交付税措置（措置率0.8）が講じられる

★ 過去の事例等

- R01 大野市、永平寺町、鯖江・丹生消防組合、若狭消防組合
R02 勝山市、敦賀美方消防組合、若狭消防組合
R03 若狭消防組合
R04～R06 不採択

消防防災体制等整備費（消防防災施設等整備費補助金・緊急消防援助隊設備整備費補助金）

所管省庁等：総務省消防庁

県主管課：防災安全部 消防保安課 ☎ 0776-20-0310

★ 事業主体

都道府県、市町、一部事務組合、広域連合

★ 事業の目的および概要

地方公共団体の消防防災施設、緊急消防援助隊の設備の整備を促進することを目的とする。

★ 対象とする要件等

- 消防防災施設整備費補助金（以下「施設」という。）
耐震性貯水槽、防火水槽（林野分）、広域訓練拠点整備事業など
- 緊急消防援助隊設備整備費補助金（以下「設備」という。）
消防ポンプ自動車、救急自動車、消防救急デジタル無線設備など

★ 財政支援措置

補助率

- 施設：原則として、基準額（交付要綱で規定）の3分の1以内
ただし、一部の事業で基準額の2分の1以内
- 設備：基準額（交付要綱で規定）の2分の1以内

★ 過去の事例等

- H30 施設：大野市、敦賀美方消防組合
設備：福井市、嶺北消防組合、若狭消防組合
- R01 施設：大野市、敦賀美方消防組合
設備：大野市
- R02 施設：大野市、敦賀美方消防組合
設備：若狭消防組合
- R03 施設：大野市、敦賀美方消防組合
設備：大野市、嶺北消防組合
- R04 施設：大野市、敦賀美方消防組合
設備：大野市、嶺北消防組合、敦賀美方消防組合、若狭消防組合
- R05 施設：大野市、敦賀美方消防組合
設備：永平寺町、嶺北消防組合、敦賀美方消防組合
- R06 施設：大野市
設備：永平寺町

地域防災組織育成助成事業（消防団育成助成事業）

所管省庁等：（一財）自治総合センター

県主管課：防災安全部 消防保安課 ☎ 0776-20-0310

★ 事業主体

消防団を有する市町、広域連合および一部事務組合

★ 事業の目的および概要

地域防災のリーダーである消防団の装備の拡充を図るとともに、消防団の活動に対し地域住民から積極的な協力を得るために必要となる設備等の整備を推進する。

★ 対象とする要件等

消防団が行う地域の防災活動に必要な設備等の整備に要する経費（建築物、消耗品は除く）

★ 財政支援措置

○助成対象経費は、事業の実施に要する経費の総額以内の額（10万円単位）

○助成額は、50万円から100万円まで

★ 留意事項等

本事業が宝くじの受託事業収入を財源として助成されるものであることから、事業で整備する設備等への宝くじの広報表示と、市町広報誌等を通じた「宝くじの助成金で整備した」旨の広報が必要。

★ 過去の事例等

- H26 鯖江・丹生消防組合、敦賀美方消防組合
- H27 永平寺町消防本部、鯖江・丹生消防組合、敦賀美方消防組合
- H28 勝山市消防本部、永平寺町消防本部、敦賀美方消防組合
- H29 勝山市消防本部、敦賀美方消防組合
- H30 嶺北消防組合、鯖江・丹生消防組合
- R01 永平寺町消防本部、敦賀美方消防組合
- R02 勝山市消防本部、永平寺町消防本部、鯖江・丹生消防組合
- R03 勝山市消防本部、鯖江・丹生消防組合
- R04 大野市消防本部、南越前町、勝山市消防本部、敦賀美方消防組合
- R05 勝山市、鯖江・丹生消防組合、敦賀美方消防組合
- R06 勝山市、永平寺町、敦賀美方消防組合

地域防災組織育成助成事業（女性防火クラブ育成助成事業）

所管省庁等：（一財）自治総合センター

県主管課：防災安全部 消防保安課 ☎ 0776-20-0310

★ 事業主体

市町、広域連合および一部事務組合

★ 事業の目的および概要

女性防火クラブなど主に家庭における初期消火活動、救出救護活動および防火思想の高揚等に必要となる資器材等の整備を図るための助成を行い、災害に強い安全な地域づくりを推進する。

★ 対象とする要件等

○防火防災訓練用資器材

- ①消火訓練用放射器具・模擬消火訓練装置セット
（光波消火器セット、水消火器セット等）
- ②心肺蘇生訓練用マネキンセット、AEDトレーナー
- ③煙体験用資器材（煙体験ハウス、煙発生装置）

○防火広報用視聴覚資器材

視聴覚資器材セット

（液晶ビジョン、ビデオデッキ（DVDも可）、スクリーン、デジタルカメラ、ビデオムービーカメラ、アクセサリキット、アンプ、スピーカー及び附属品一式など）

○その他

女性防火クラブ員の消防用法被

★ 財政支援措置

助成対象経費は、事業の実施に要する経費の総額以内の額（10万円単位）

- 防火防災訓練用資器材：60万円を限度
- 防火広報用視聴覚資器材：100万円を限度
- 消防用法被：10万円を限度

★ 留意事項等

本事業が宝くじの受託事業収入を財源として助成されるものであることから、事業で整備する設備等への宝くじの広報表示と、市町広報誌等を通じた「宝くじの助成金で整備した」旨の広報が必要。

法被は防火防災訓練用資器材もしくは防火広報用視聴覚資器材のいずれかと一緒に購入する必要がある（法被単独での購入は不可）。また、法被の背には、「婦防」と表示する。

★ 過去の事例等

- H29 嶺北消防組合、南越消防組合
- H30 嶺北消防組合、南越消防組合
- R01 南越消防組合
- R02 嶺北消防組合、南越消防組合
- R04 嶺北消防組合
- R05 永平寺町、嶺北消防組合

地域防災組織育成助成事業（幼年消防クラブ育成助成事業）

所管省庁等：（一財）自治総合センター

県主管課：防災安全部 消防保安課 ☎ 0776-20-0310

★ 事業主体

市町、広域連合および一部事務組合

★ 事業の目的および概要

幼年消防クラブの育成および防火思想の普及啓発に必要となる資器材等の整備を図るための助成を行い、災害に強い安全な地域づくりを推進する。

★ 対象とする要件等

○幼年消防用活動資器材

幼年消防用鼓笛隊セット

（メジャーバトン、太鼓（大・中・小、キャリングホルダー付）、シンバル、ベルリラ、マーチングキーボード、ベスト、ベレー帽、指導書など）

○その他

幼年消防クラブ員の消防用法被

★ 財政支援措置

助成対象経費は、事業の実施に要する経費の総額以内の額（10万円単位）

○幼年消防用活動資器材：40万円を限度

○消防用法被（幼年消防用活動資器材と一緒に購入する場合に限る）：10万円を限度

★ 留意事項等

本事業が宝くじの受託事業収入を財源として助成されるものであることから、事業で整備する設備等への宝くじの広報表示と、市町広報誌等を通じた「宝くじの助成金で整備した」旨の広報が必要。

法被は幼年消防用活動資器材と一緒に購入する必要がある（法被単独の購入は不可）。また、法被の背には、「防火」と表示する。

地域防災組織育成助成事業（女性消防隊育成助成事業）

所管省庁等：（一財）自治総合センター

県主管課：防災安全部 消防保安課 ☎ 0776-20-0310

★ 事業主体

女性消防隊を有する市町、広域連合および一部事務組合

★ 事業の目的および概要

女性消防隊（女性消防団は含まない）が初期消火活動を行うために必要となる D-1 級軽可搬消防ポンプ等および予防活動、応急救護普及活動に必要な資器材整備を図るための助成を行い、安全で強い地域づくりを推進する。

★ 対象とする要件等

○初期消火活動および予防活動

初期消火活動：D-1 級軽可搬消防ポンプ一式《必須》、その他活動に必要な資器材

予防活動：法被、ジャンパー等、その他活動に必要な資器材

○初期消火活動および応急救護普及活動

初期消火活動：D-1 級軽可搬消防ポンプ一式《必須》、その他活動に必要な資器材

応急救護普及活動：心肺蘇生訓練人形・訓練用マット等、その他活動に必要な資器材

★ 財政支援措置

助成対象経費は、事業の実施に要する経費の総額以内の額（10万円単位）

助成額は、100万円を限度

★ 留意事項等

D-1 級軽可搬消防ポンプの購入が必須。

また、本事業が宝くじの受託事業収入を財源として助成されるものであることから、事業で整備する設備等への宝くじの広報表示と、市町広報誌等を通じた「宝くじの助成金で整備した」旨の広報が必要。

★ 過去の事例等

H28 南越消防組合、若狭消防組合

H29 若狭消防組合

H30 南越消防組合

R01 若狭消防組合

R02 若狭消防組合

R03 南越消防組合

R04 若狭消防組合、南越消防組合

R05 南越消防組合

地域防災組織育成助成事業（少年消防クラブ育成助成事業）

所管省庁等：（一財）自治総合センター

県主管課：防災安全部 消防保安課 ☎ 0776-20-0310

★ 事業主体

少年消防クラブを有する市町、広域連合および一部事務組合

★ 事業の目的および概要

将来の地域防災を担う人材の育成に資するため、少年消防クラブの消防防災実践活動に必要な資機材整備を図るための助成を行い、安全で強い地域づくりを推進する。

★ 対象とする要件等

- ①初期消火訓練用資機材：D-1級軽可搬消防ポンプ式、消防用ホース式等
- ②災害救助訓練用資器材：救助工具収納箱、ヘルメット、手袋、ハンド型メガフォン等
- ③応急手当訓練用資器材：人体モデル、AEDトレーナー等
- ④学習等その他クラブ活動の円滑な実施に必要な資器材：プロジェクター、スクリーン等

★ 財政支援措置

助成対象経費は、事業の実施に要する経費の総額以内の額（10万円単位）

助成額は、100万円を限度

★ 留意事項等

本事業が宝くじの受託事業収入を財源として助成されるものであることから、事業で整備する設備等への宝くじの広報表示と、市町広報誌等を通じた「宝くじの助成金で整備した」旨の広報が必要。

★ 過去の事例等

- R01 大野市
- R02 勝山市
- R03 勝山市、永平寺町
- R04 勝山市
- R05 勝山市
- R06 大野市

(一財) 日本防火・防災協会共催行事

所管省庁等：(一財) 日本防火・防災協会

県主管課：防災安全部 消防保安課 ☎ 0776-20-0310

★ 事業主体

都道府県および市町幼少年女性防火委員会

★ 事業の目的および概要

幼少年消防クラブ、女性防火クラブおよび自主防災組織等の拡充・強化を図る。

★ 対象とする要件等

- 幼年消防クラブ：参加人員300人以上の大会
- 少年消防クラブ：参加人員100人以上の大会または100人程度の研修会
- 女性防火クラブ：参加人員100人以上の大会または100人程度の研修会
- 自主防災組織：参加人員100人以上の大会または研修会
- 上記組織の混合：参加人員300人以上の大会

※研修会はおおむね次に該当する行事とする。

- ・参加者が訓練等を行うことにより、災害時における活動技術を身につけることを狙いとするもの。
- ・講演、講習参加者による体験発表、研究発表等により、参加者の消防・防災の知識を高めることを狙いとするもの。

※大会は、上記以外の行事で、総合して防火防災意識の高揚と防火防災思想の普及啓発を狙いとするもの。

★ 財政支援措置

7万円を基礎額とし、限度額は15万円とする。原則として各行事の参加者のうち、幼年消防クラブ、少年消防クラブ、女性防火クラブ、自主防災組織の参加者数をもとに算出する。

助成の対象とする費目は、おおむね会議費、表彰費、交通輸送費、印刷費、教材費、食料費、需用費、報償費とする。

★ 留意事項等

次に示すような行事は、助成の対象として認められない。

- ・女性消防隊等による可搬ポンプ操法大会等の行事
- ・消防法に基づく自衛消防隊による行事
- ・自主防災組織として届出のなされていない組織が行う研修会

行事の実施にあたって、看板等には協会との共催行事である旨の表示をすること。

★ 過去の事例等

- | | |
|-----|--------------------------|
| R02 | 嶺北消防組合幼少年女性防火委員会（女性・大会） |
| R03 | 嶺北消防組合幼少年女性防火委員会（女性・研修会） |
| R04 | 嶺北消防組合幼少年女性防火委員会（女性・研修会） |
| R05 | 嶺北消防組合幼少年女性防火委員会（女性・研修会） |
| R06 | 嶺北消防組合幼少年女性防火委員会（女性・講習会） |

消防団員安全装備品整備等助成事業

所管省庁等：消防団員等公務災害補償等共済基金

県主管課：防災安全部 消防保安課 ☎ 0776-20-0310

★ 事業主体

基金と消防団員等公務災害補償責任共済契約関係にある次の各号に掲げるもの

- ・市町
- ・一部事務組合
- ・広域連合
- ・水害予防組合

★ 事業の目的および概要

消防団員（水防団員を含む）の活動に係る安全装備品の整備、健康診断の実施等の事業を実施する地方公共団体に対し、助成金を交付する事業を実施し、その安全確保の促進を支援する。

★ 対象とする要件等

- ・安全帽
- ・救助用半長靴（先芯、靴底鋼板入りのもの）
- ・防火衣一式（防火服、防火帽、防火用長靴、防火手袋）
- ・耐切創性手袋
- ・反射チョッキ
- ・防寒衣
- ・携帯用灯光器（ヘッドランプを含む。）
- ・救命胴衣
- ・雨衣上下（反射テープ付、ポンチョ型は不可）
- ・防塵メガネ
- ・防塵マスク
- ・切創防止用保護衣（チェーンソー用で下肢を保護できるもの）
- ・灯光器（発電機を含む。）
- ・無線機器（特定小電力トランシーバー等）
- ・血圧計
- ・消防団員個別健康指導事業
- ・その他基金理事長が特に認めるもの

★ 財政支援措置

毎年度「消防団員等公務災害補償等共済基金」から示される枠配分額の範囲内

★ 留意事項等

対象とする要件等内の「その他基金理事長が特に認めるもの」に係る整備事業を実施しようとする場合には、事前に基金と協議するものとする。

★ 過去の事例等

- H28 勝山市 南越消防組合 若狭消防組合
- H29 永平寺町 鯖江・丹生消防組合 南越消防組合 若狭消防組合
- H30 勝山市 敦賀美方消防組合 若狭消防組合
- R01 勝山市 永平寺町 敦賀美方消防組合 若狭消防組合
- R02 嶺北消防組合 敦賀美方消防組合
- R03 大野市、勝山市、永平寺町、敦賀美方消防組合
- R04 大野市、勝山市、永平寺町、嶺北消防組合
- R05 大野市、勝山市、永平寺町、若狭消防組合
- R06 勝山市、永平寺町、敦賀美方消防組合

大規模災害団員等確保促進事業補助金

所管省庁等：福井県

県主管課：防災安全部 消防保安課 ☎ 0776-20-0310

★ 事業主体

市町および一部事務組合（以下、市町等）

★ 事業の目的および概要

大規模災害時に地域で活動する機能別消防団員を確保するために必要な装備類の整備を行い、災害対応における初動対応力の強化・地域防災の充実を図る事業を実施する市町等に対し、助成金を交付する。

★ 対象とする要件等

大規模災害団員等の活動に必要なとなる装備品類の整備に関する事業

1 個人装備品

制服、活動服、安全装備品（安全帽、救助用半長靴、防塵メガネ、防塵マスク、耐切創性手袋、救命胴衣、雨衣）等

2 資機材

防火衣、車載用無線機、その他の情報関連機器、火災鎮圧用器具、救急救助用器具（担架等）、避難誘導器具、夜間活動用器具（投光器、発電機等）、後方支援用資機材（エアートント等）、その他大規模災害対応任務に必要なとなる装備（水難救助用器具等）

★ 財政支援措置

- ・補助上限額：大規模災害消防団員等 1 人あたり 4 万円
- ・補助率：2/3 以内
- ・対象団員：年度期間中に新規加入した大規模災害団員等
※県予算額の範囲内での補助の実施

★ 留意事項等

対象となる経費や財政支援措置の算定に用いる団員の増員等、その他の詳細については、県消防保安課が交付する補助金交付事務マニュアルを参照すること。

★ 過去の事例等

- R03 永平寺町、鯖江・丹生消防組合
- R04 永平寺町、鯖江・丹生消防組合
- R05 永平寺町、鯖江・丹生消防組合
- R06 永平寺町、鯖江・丹生消防組合

消防団員活動環境向上促進事業補助金

所管省庁等：福井県

県主管課：防災安全部 消防保安課 ☎ 0776-20-0310

★ 事業主体

市町および一部事務組合（以下、市町等）

★ 事業の目的および概要

消防団活動を行う上で、必要な免許または資格の取得に市町が実施する補助制度に対し、支援を行い、消防団員の担い手の確保を図る。

★ 対象とする要件等

市町（消防の事務を処理する一部事務組合を含む）が実施する、消防団活動を行う上で必要な免許または資格の取得に要する経費で、市町が補助制度を実施するもの

★ 財政支援措置

- ・補助上限額：消防団員1人あたり9万円
 - ・補助率：1/2以内
- ※県予算額の範囲内での補助の実施

★ 留意事項等

対象となる経費やその他の詳細については、県消防保安課が交付する補助金交付事務マニュアルを参照すること。

★ 過去の事例等

- R04 鯖江・丹生消防組合
- R05 鯖江・丹生消防組合
- R06 鯖江・丹生消防組合